

新見市教育委員会 1月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年1月19日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年1月19日(水) 午後3時30分から午後4時53分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会12月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案6件、協議・報告3件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第1号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第1号 指定学校変更認定解除申請の承認について

黒川課長 議第1号 指定学校変更認定解除申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。No.1の方は、現在経営している店舗が現小学校区にあり、主たる生活圏と判断されたため、現小学校に通学しておりましたが、このたび経営している店舗を閉めるため、本来の指定学校である別の小学校への通学を希望されています。ご審議のほどお願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第1号は承認とします。
次に「議第2号」の説明をお願いします。

議第2号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（4年度新入学学用品費入学前支給分）不認定世帯における再認定調査について

黒川課長

議第2号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（4年度新入学学用品費入学前支給分）不認定世帯における再認定調査について説明させていただきますので、資料をご覧ください。資料2ページの世帯番号7の方につきましては、認定基準倍率の数値が2.33で1.5倍以上となるため認定が不適當、世帯番号24の方は、認定基準倍率が1.5倍以下となりますので、認定が適當と判断します。前会の教育委員会までに、この2世帯の方については、就学援助申請不認定となっておりますが、このたび、再認定の申請がございましたが、認定を可とするのは、世帯番号24の方だけということになります。ご審議をお願いします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

（無しの声）

正村教育長

無いようですので、議第2号は承認とします。
次に「議第3号」の説明をお願いします。

議第3号 新見市新見文化交流館の指定管理者の指定について

名越課長

議第3号 新見市新見文化交流館の指定管理者の指定について説明させていただきます。このたび、新見市新見文化交流館につきましては、令和4年4月1日から指定管理者に当該施設の管理運営をおこなわせることについて、3月定例市議会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。1ページをご覧ください。施設ですが、新見文化交流館です。この新見文化交流館は、大ホール、小ホール、展示ホール、ふれあい広場、新たに音楽練習室等を加えた施設です。指定管理者の候補者といたしましては、株式会社吉備ケーブルテレビ 代表取締役 藤岡 孝です。指定管理料につきましては、年額1,300万円を上限としております。公募をおこない、2社応募があり、1社は、ここに書いてあります吉備ケーブルテレビで、もう1社は、東京にあります株式会社ケイミックスパブリックビジネスという会社ですが、指定管理の内容について説明があり、12月20日、新見市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、審議をした結果、吉備ケーブルテレビに決定したということです。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年間です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

手続き的なことを聞いてもいいでしょうか。すでに選定委員会で指

定管理者の選定がなされたわけですね。そのことについては、もう大きく報道もされていきました。この場では、何を決めるというか、それを追認するということですか。手続きとすると、ここの場での議案の議決が無いと、議会の提案ができないということになっているのでしょうか。

名越課長

そういうことです。

正村教育長

手続きは、選定委員会で選ばれて、教育委員会で認められて、初めて議会に提出できるということです。

名越課長

あくまで候補者ということで、お諮りして、議会で議決をいただくという手続きになります。

松井職務代理者

以前、文化交流館を指定管理に付すという時の事務局からの説明として、その文化を育てるということについては非常にプロフェッショナルな事業であって、そういうことについては、市役所の職員ではなかなか難しいので、専門的な文化を育てる、実績のある業者に任せるのが、大事なことなんだということで、私もそのとおりだと思って、それで、指定管理とするということについては賛成をしました。委員会でプレゼンもあったでしょうし、詳細な検討もなされたんだと思いますから、吉備ケーブルテレビが推薦されたということについて、異論を唱えるわけではないですけど、1つだけ聞かせていただきたいのは、文化を育てる、それから、より効率的ないろんな事業を配信するために、全国的な視野で文化的なイベントなどをプロデュースできるそういう力を持っている専門業者がふさわしいんだというような説明を受けたと思うんですけども、吉備ケーブルテレビが、その点で優れていると判断されたのはどういう点なのかということをお教えいただければと思います。

小林部長

私はその審査会へ入らせていただいております。ただ、担当部長でするので、私には投票権はありません。2社がそれぞれプレゼンテーションをされました。2社ともプレゼンそのものの中身に大きな違いはなかったと思っております。審査会には、民間委員がたくさんいらっしゃいますので、民間委員の方から、経営のあり方、そういった部分についてご質問をされ、両者とも適切な答弁ができていたと思います。吉備ケーブルテレビの特徴とすれば、ケーブルテレビというネットワークを全国に持っておりまして、ネットワークを通じて情報発信をおこなうことがすでに可能だと、そういうノウハウを持っておりますし、実際やってらっしゃるということが1つです。それから、高梁市の文化センターも運営をされておりまして、そういったあたりで少

シノウハウの蓄積が始まっています。ただ、文化を作るということに専門性が高くなっているか、それは今一步どちらも読み取れなかったところがあります。そういったあたりは、地域の企業として、これから成長していただく、そういう期待を込めて、おそらく、委員の皆さん選ばれたのではないかと思います。具体的には、市民の皆様も交えた企画を検討する会、そういったものをやりますというようなことを提案されましたので、そういったあたりは私どもが期待していた部分でもございますので、うまく動けばやっていけるとと思います。新たに人材も雇用されるということを知っております。そういった知識とか技能をお持ちの方をこれから確保されるんだらうと思います。以上です。

正村教育長

外部委員さんは7人ですか。

小林部長

7人です。内部委員が5人です。

松井職務代理者

全国規模のシェアということに関して言えば、吉備ケーブルテレビは新見、高梁、吉備中央町というようなローカル的な感じはするけれども、実は、ケーブルテレビ会社同士の全国的なネットというようなものがすでにあって、全国的なふかんした視野で、いろんなイベントなどをプロデュースすることもできると判断すれば良いですね。

小林部長

全国で35社でネットワークを組んでいるようです。ネットワークとしては、かなり広いと思います。

正村教育長

よろしいでしょうか。

松井職務代理者

はい。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第3号は承認とします。
次に「議第4号」の説明をお願いします。

議第4号 新見文化交流館・生涯学習センター自主企画委員会要綱の廃止について

名越課長

議第4号 新見文化交流館・生涯学習センター自主企画委員会要綱の廃止について説明させていただきます。この自主企画委員会につきましては、地域文化の振興と文化意識の高揚を図ることを目的に、新

見文化交流館における様々なジャンルの芸術作品の鑑賞機会を提供する事業を企画立案するために設置するものであります。このたび、令和4年度から新見文化交流館に指定管理者制度を導入する予定としており、先ほど部長の説明にもありましたが、企画事業につきましても、指定管理者において、企画立案及び実施をするため本要綱を廃止するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第4号は承認とします。
次に「議第5号」の説明をお願いします。

議第5号 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第5号 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。新見市哲多体育施設条例に記載しております成松体育館につきましては、哲多中に隣接しており、昭和58年に山村地域若者定住環境整備モデル事業で建設をされたものです。現在は、学校施設の一部として利用がなされており、授業や部活等での利用が大半を占めることから、学校の教育施設として管理することが望ましいということで考えております。また、これは現在、社会体育施設としての位置づけですが、これを学校施設に移管することにより、同施設の施設整備にかかる費用を文部科学省の学校施設環境改善交付金を利用することができるというメリットもあります。このことから、哲多体育施設条例から成松体育館を削除するものです。なお、学校施設の関連の条例であります新見市立学校施設使用条例には、個別の施設についての記載が無いため、学校施設の条例改正というのは不要となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

哲多中の体育館は学校施設ではなく、社会体育施設として整備したと、たまたまそれを中学校がメインで使っていたということでした。このたび、施設を改築するにあたって、文科省の学校施設にした方が、補助をもらえて改築もできるということです。今まで使っている人の使用料が変わるわけでもないし、中学校もそのまま使えば良いということで、名義が変わったということで捉えていただいた方が良いでしょう。

小林部長

建てるときは、哲多中の体育館を建てたかったですけれども、その時は山村振興、農林サイドの補助金を使う方が有利だったので、そ

ちらの補助金を使ったと、このたび、改修になったら、農林サイドの補助金が無いので、教育施設に移管しておけば、補助金が使えるようになるというメリットがあるということです。

正村教育長 もちろん生徒にも、一般の方にも支障はないということです。

三上委員 電気代などいろいろな管理費は学校が持っているんですか。

正村教育長 そうです。

田中課長 条例に成松体育館があるので、一般の方が日中に、使用申請を出したら、社会施設なので使えるということです。

小林部長 だから体育の授業を阻害する可能性があります。

田中課長 それは現実的では無いということですし、学校として管理しており、ただ補助事業が違うというだけで、それを正すということでご理解をいただきたいと思います。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第5号は承認とします。
次に「議第6号」の説明をお願いします。

議第6号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について

田中課長 議第6号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。現在、哲多学校給食共同調理場では、約220食の給食を調理し、本郷小学校、萬歳小学校、哲多中学校の3校に提供しております。調理場施設の統合計画に基づいて哲多共同調理場は、4月から学校給食センターにいみ〜るへ統合する予定です。それに伴って条例を改正するものです。資料2ページをご覧ください。哲多学校給食共同調理場を削除するというものです。1ページに戻っていただいて、施行につきましては、令和4年4月1日からとなります。今後につきましては、3月議会へ上程させていただこうと考えております。なお、この条例改正とは直接は関係ございませんが、共同調理場とは別に、4つの学校で学校給食調理をしております。井倉小学校、千屋小学校、草間台小学校、新砥小学校、これらの4施設につきましても、同じく4月からにいみ〜るへ統合し、調理を

してまいります。食数が約1,700食ということになります。それから、残る調理場としましては、大佐、哲西、この2つが残ります。この2つの調理場は、令和5年4月にいみへるへ統合します。これで統合がすべて終わることになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

松井職務代理者

なぜ新砥はないのかと伺おうと思っていたら、そういうことで、そういう場合は、先ほどの体育館の説明と一緒に、特に改正したりする必要はないということですか。

田中課長

共同調理場は、共同調理場条例というのがあって、学校は学校設置条例があって、学校の中で、自分のところの調理室で調理をしているので、特別教室や体育館などと同じ扱いです。その施設の中の一部です。それに関しては、特に変更することはないです。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第6号は承認とします。
次に「協第1号」の説明をお願いします。

協第1号 令和3年度卒業式・令和4年度入学式の対応について

黒川課長

協第1号 令和3年度卒業式・令和4年度入学式の対応について説明させていただきますので、資料をご覧ください。全国的に感染力の高いオミクロン株による感染が急拡大し、本市においても第6波への備え及び対応が必要となってきています。一昨日開催しました定例校長会において、3月の卒業式、4月の入学式については、1月17日付け事務連絡、この資料をもとに、校長先生方に説明をさせていただきました。具体的には、1参加者等のところの表をご覧くださいと思いますが、新見市内の感染拡大状況を1段階から3段階に設定して、開催そのものを可とするか不可とするか、参加者を制限するかしないか、また、内容面で、全体での呼びかけや歌、代表者の送辞・答辞をどうするかを表にしております。ちょうど1年前の校長会の時には、最初から、卒業式においては、来賓を呼ばないということをお伝えしたのですが、1月17日の時点では、まだ1段階で、来賓、市長

部局及び教育委員の皆様は式に列席いただくというところを残しております。ただ、17日の時点で、岡山県に200名の陽性者が出たと、急増しました。今日もどんどん増えてきている状態ですので、この1段階をいつから2段階に変更するかというところを今検討中でございます。従いまして、本来でしたらこの1月の定例教育委員会で、教育委員の方には、卒業式にはどの学校に行っていただくかというような一覧表をお示しするのが本意ではございますが、そういう状況もありますことから、この場では一覧表という形にはなりません。お許しください。中学校の卒業式が、小学校よりも早くて3月11日、そして小学校は3月23日、この日に向けて各学校から、特に中学校は来賓の方をお呼びすることになるのであれば、2月の初旬には案内状を送付するというスケジュールになりますので、この1段階でいくのか2段階でいくのかという判断については、2月の初旬には判断をして、それ以降、例えば、2段階にしたものを、卒業式の前に1段階に戻すというようなことにはならないかと思っております。ですので、教育委員の皆様には、2段階になった時点が決まりしだい、もしくは1段階が続くと判断した場合、個々に連絡をさせていただこうと思っております。お知りおきください。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

三上委員

1段階とか2段階とかっていう、大体の基準、目安のようなものがあるんですか。

小林部長

黒川課長も申し上げたとおり市内の感染状況というのがあるんですが、場合によっては県からいろんな指示事項が入ってきます。そういったものを含めないといけないので、例えば、県のように病床使用率がいくらか数値化できないので、今の段階では申し訳ないですが、こちらからこの基準でということは申し上げられません。もう少し経ってくれば、県から新たな考え方を示されるのではないかと考えております。

正村教育長

事務方も本当にどうしたらいいか毎日悩んでいるところですが、ある一定の時期ではお示しをしなければなりません。教育委員さん、それから、議会関係者も関係あるんですけど2月の中旬が1つの目安になって、課長が言いましたように、それから急に良くなることは、ほぼ無いと思っておりますので、多分その段階で決まって、さらに厳しくすることはあるかもしれません。そういうことで2月の中旬まで、こちらでも考えさせていただけたらと思っておりますので、ご了承願えればと思います。

外にありますでしょうか。

松井職務代理者	事務連絡文書を見る限りでは、すでに現段階で、卒業式入学式等での国歌斉唱あるいは校歌斉唱等はおこなわないことが決定されていると理解すれば良いですか。
黒川課長	そうです。
正村教育長	全国的に歌っていない、外でも歌っていないので、残念ですが、もうどうということになろうともおこないません。 外にありますでしょうか。
溝尾委員	不可になるというのは、どういう状態ですか。学校で蔓延というぐらいですか。例えば、緊急事態宣言だとどのレベルでしょうか。
黒川課長	校内でクラスターが発生したであるとか、もう学校挙げての式にはならないという場合が不可です。3段階というと、市内全体がそういう学校ばかりということになれば、そのような判断になると思います。
溝尾委員	緊急事態宣言は出ないと思うんですが、もしそうなった段階でも、2段階ぐらいで良いかと思います。
正村教育長	ありがとうございます。新見の感染状況を中心に、県や全国の状況も見ながら、緊急事態宣言が出ていても、新見の感染者が1人とか2人ぐらいであれば良いかと思います。
小林部長	来賓ですが、学校によっては十数名となるらしいです。
正村教育長	でもそうなれば、最終的には校長に判断してもらいます。皆さんにもご迷惑をかけるんですけども、来賓については、ケースバイケースになるかもしれません。
長谷川委員	これは、認定こども園も準ずるのでしょうか。
小林部長	一応、教育部の方はこう決めましたというのを認定こども園へは、昨日資料を渡しておりますので、おそらく参考に決められるんだろうと思います。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第1号は承認とします。
以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

1月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時53分)